監査役とは何か 一監査役監査の誤解を解く一

たし やま よし き 西 山 芳 喜

一はじめに

わが国の株式会社には、取締役と監査役という二種類の役員が「対」になっていることはご存じで も、監査役が一体何をしているのか、ご存じの方は少なかろうと思います。それはまた、一般社団法 人や一般財団法人などで、理事と併置されている監事についても同様ではないでしょうか。わが国 特有の制度なのにあまり知られていないのはなぜでしょうか。本稿では、監査役に焦点を当て、そ の理由と背景とを解説いたしますが、私見(代替的経営機関説)であることをご承知おきください。

二 制度の形成

(1) 明治期 明治 32 年、商法の制定に伴って創設された株式会社には、株主総会で選任される役員として、取締役と監査役が対で設置されていました。同法の草案では、当初、頭取と取締役の組合せでしたが、最終的に、頭取が取締役に変わり、また、監査役という用語が新たに作られました。当時、監査という観念はなく、監察役や調査役といった武家社会の用語から連想されたようです。

明治期の後半から終戦後まで、財閥系の大企業では、通例、取締役6名程度、監査役4名程度でいわゆる重役会を構成していたようですが、全員、独任制(各人が同一の権限を有すること)であったため、結構活発な議論が行われていたようです。監査役には、取締役や従業員であった者のほか、取引先企業の役員や財閥本家の名代のような方たちが選任され、取締役間の対立を緩衝するような働きをしていたようです。なお、当時の学説では、一般に、監査役は会社の業務執行を監督する機関であると解されていました。

- (2)大正・昭和前期 大正期に入り、中小規模の株式会社が激増し、その大半で、オーナー (支配株主)が取締役・社長に就任したため、現実的には、取締役はもとより、監査役もまた社長の 部下と認識されたようです。そのため、監査役はしばしば「閑散役」などといわれ、あまり有為な活動 はできなかったようです。
- (3)終戦後 占領下の昭和 25 年の商法改正により、独任制の取締役制度が廃止され、新たに 取締役会制度と代表取締役制度が採用されました。これは、取締役会が代表取締役を監督すると いうアメリカ流の仕組みであったため、わが国特有の監督機関であった監査役は職務内容を大幅 に縮小され、新たに導入された会計監査を担う監査機関とされました。しかし、結果的には、企業 の大小を問わず、取締役の大半が代表取締役・社長の部下となったため、取締役会の監督機能 が有効に働くことはなく、また、監査役も会計監査の知識経験がなかったため、無機能化せざるを 得なかったようです。

三 制度の進展

- (1)大会社改革 監査役制度は、大小会社の区分、企業不祥事(粉飾決算等)の防止等を企図した昭和 49年の商法改正により、昭和 25年改正前と同様な広範な諸権限(調査権・是正権等)を付与されました。また、大会社への公認会計士監査の導入により、監査役によるいわゆる素人会計監査問題が一部解消されました。
- (2)制度の多様化 その後も、大会社の監査役制度の充実を図る改正が続き、複数監査役制・常勤監査役制の採用(昭和56年)をはじめ、監査役会制度や社外監査役制などが新設されました(平成5年)。これらは、企業不祥事の防止を一層図ろうとしたものですが、監査役の監査の実効性があまり評価されず、制度改正の議論が続きました。

近時では、監査役に代えて、委員会の形を採る監査機関を導入するため、新たな会社類型として、委員会等設置会社(平成 14 年。現在の指名委員会等設置会社)や監査等委員会設置会社(平成 26 年)が新設され、それぞれ、監査委員会と監査等委員会が配置されました。これらの委員会は業務執行をしない取締役が委員となっていますが、その監査の目的・内容等は、監査役の監査とほぼ同一です。

(3)多数説批判 前述の昭和 49 年改正では、監査役の権限を拡大する諸規定とともに、「監査役は取締役の職務の執行を監査する」という新規定(現行会社法381条1項参照)が置かれました。そのため、これを契機として、「監査役は監査機関である」という認識が一般化しました。さらに、学説上では、監査の目的や内容について、「監査役の監査は、取締役の職務の執行が適法(ないし違法)であるか否かの監査に限定される」という解釈(適法性監査限定説)が多数説となりました。

数十人もいる取締役に対して監査役一人では到底拮抗できない、という当時の大企業の現実を懸念して立論されたものですが、監査の力点を示す安定感があることから多くの支持を得ました。 しかし、他方で、「監査役は何をすべきなのか」を具体的に示さなかったため、結果として、監査役が慎重になり、それが無為無策を招く負のスパイラルに陥る傾向が生じました。監査役の職務権限の内容を踏まえることなく、適法性という観念を経営活動の適否の判断基準としようとしたことが自縄自縛を招いたというほかありません。

四 監査役監査の特徴

(1)公認会計士監査との異同 一般の監査理論は、公認会計士による財務諸表監査を想定したものであり、その監査は、会計記録等の照合をふまえ、財務諸表の表示の適否に関する監査意見を表明する行為であると解されています。また、監査の実効性を確保するため、目的や対象が特定され、また、一般に認められた監査基準・手法に従って監査が実施されています。しかも、監査に際して不正事実等を発見した場合には、その旨を監査役等に報告すれば足り、自ら是正することは想定されていません。

他方、監査役の監査は、職務権限の内容からみると、経営の全般を監視し、必要に応じて是正 する行為といえます。会計記録等の照合を前提とせず、また、監査の目的・対象・手法なども限定 されていません。そのため、監査理論上も、一般に、監査役の監査は法定の特別なものと解されています。なお、監査役による会計監査は、無資格であるため、正規の財務諸表監査とは認められていません。

(2)監査役監査の性質 監査役は、職務上、社内を自由に動き回り、書類を閲覧し、役職員に質問をし、さらには、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、制限なく質問・意見を述べることができます。また、緊急の場合には、法律上及び事実上の是正措置(説得を含む)を執ることができます。さらに、取締役の法的責任の追及に際しては、会社を代表して対応します。

このような活動は、不正の発見ではなく、会社の信用を守り、業績の向上に寄与するためのものと解することができます。前述の諸権限の行使が監査役の裁量に委ねられていることがその証です。そして、これを監査と呼ぶとすれば、監査役の監査は経営のための活動そのものにほかなりません。

(3)取締役との関係 わが国特有の仕組みですが、監査役は、法律上、取締役と上下の関係になく、また対立関係にもありません。監査役は取締役会に出席し、制限なく質問・意見を述べることができますが、議決権はありませんので、その影響力には一定の限度があります。しかし、それでもなお、取締役会の活性化のため、各取締役の審議への参画を促すこともその職務に含まれています。これは、監査役の監査が「会社の業務執行」ではなく、「取締役の職務の執行」を対象としているためです。

それゆえ、監査役の監査は、取締役の活動を補完しつつ、職務への精励を促すことに眼目があるといえます。その意味で、取締役と監査役とは、右手と左手の連係のように、会社の経営のために有機的に関係づけられた「対」の関係にあるのです。

五 監査役の代替的な企業観

監査役は、株主の負託に応える立場から、会社の信用を守り、業績の向上に寄与するため、取締役との協働を図る必要がありますが、それゆえにこそ、監査役には、取締役と和して同じない対応が求められます。私見では、監査役の地位・職務権限の特性(代替的経営機関性)ゆえに、取締役とは異なる代替的な企業観を持つべきものと考えています。なぜなら、会社経営上、常に二つの企業観が拮抗するからです。

近時のコーポレート・ガバナンス論に見られるように、市場本位か会社本位かという問題です。 前者は、企業価値(収益性)の向上を優先し、株主・投資家の利益を重視する企業観であり、後者 は、企業の価値(生産性)の向上を優先し、人材育成・取引先との共存共栄・社会貢献等を通じた 会社自体の信用・利益を重視する企業観です。取締役が前者の立場を強めれば、これに拮抗す るように、監査役は後者の立場を鮮明にして均衡を図る必要があります。自らの業績が評価され ず、報われることが少ない役職であるにも関わらず、監査役が会社のために真摯に活動する姿は 異例なものでしょうか。わが国特有のガラパゴス的なものとして朽ち果てていくべきものなのでしょう か。私は否と思います。

(金沢大学名誉教授・九州大学名誉教授・九大・法博・法・昭 49)